

駐労規第14号

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の各事業年度における業務の実績等に係る自己評価に関する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

枠田一彦

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の各事業年度における業務の実績等に係る自己評価に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の11第3項に規定する各事業年度における業務の実績及び同条第4項に規定する独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年内閣府令第93号。以下「主務

省令」という。) 第6条で定める期間(以下「主務省令期間」という。)における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)が自ら行う評価(以下「自己評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の目的)

第2条 自己評価は、国民に対する説明責任の履行及び機構の自律的な業務運営の改善への活用を目的とし、防衛大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

(自己評価の方法)

第3条 自己評価は、通則法第28条の2第1項に規定する総務大臣が定める独立行政法人の評価に関する指針IV4(5)に基づき、行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書第14条第1項第6号に規定する評価活動の適切な運営に関する各事項につい

て留意する。

(自己評価の体制)

第4条 自己評価の実施者は、評価・監査役及び本部の各課室の長（以下「各課室の長」という。）とする。

2 自己評価に係る総括は、評価・監査役が行うものとする。

(自己評価の実施並びに業務実績等報告書及び業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書の作成)

第5条 評価・監査役は、各事業年度及び主務省令期間の終了後、期日を定め、各課室の長に対し、自己評価を実施するとともに、事業計画の進捗状況に係るモニタリングを基にした主務省令第7条に規定する業務実績等報告書及び同令第8条に規定する業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書（以下「報告書」という。）の作成を指示し、その案の提出を求めるものとする。

なお、評価・監査役は、自らの自己評価を実施するとともに、報告書の案を作成するものとする。

2 評価・監査役は、各課室の長から前項の報告書の案の提出を受けたときは、これを取りまとめ、各課室の長と必要な調整を行うものとする。調整に当たって、評価・監査役及び評価・監査役付の職員は、次の事項を行うことができる。

- (1) 評価・監査役は、各課室の長に対し、報告書の作成及び自己評価の実施上必要な事項について質問し、資料の提出又は業務の説明等を求める。
- (2) 評価・監査役付の職員は、評価・監査役の指示に従い、前号の規定による資料の提出等を求める。

3 各課室の長は、評価・監査役の指示により、前項の調整を行った報告書の案について各部長の承認を受けるものとする。

4 評価・監査役は、第1項なお書きに規定する報告書の案及び前項の承認を受けた報告書の案について、とりまとめの上、理事長の承認を受けるものとする。

5 理事長は、各事業年度及び主務省令期間の終了後の6月末までに、防衛大臣に対し、前項で承認した報告

書を提出するとともに、公表するものとする。

(自己評価の結果に基づく措置)

第6条 理事長は、防衛大臣に提出した自己評価の結果について必要があると認めるときは、各部長及び評価・監査役に業務運営の改善等を指示するものとする。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、評価・監査役が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。